

て、コーエン氏のわかれわかれの懇談から言つては、資産をドネイトによつて継承する以上、職員殊に資産の利用による事業の継承を否認する理由はない。例えは圖書館の開設は、其の趣旨や目的は継承しなくとも、圖書館事業の継承にはかならない。しかし新団体の性格を明確にするために、両団体の間では、「継承」の文字を用いない建前をとることにした。その結果次のような経過を辿つた。

一、解散議案第一號中「本會と同一の趣旨により」の一句は削り、また議案第二號中の「事業及び職員の継承」に關する事項は「附帯希望事項」に改めた。

又、社會政策時報終刊號に載せた赤田會長の終刊の辞

中に出二三の修正を加えたほか、解散挨拶狀中にあつた

「本會資産事業職員等を受入れて」の一句を削りその他二三の修正を加えることにした。

三、七月の末頃、四國から教育將校のコープ氏が労働課に轉任して来たが、この頃から風向きがかわつて来たように思われる。學園では求めによつて協調會との異同を著したノート(英文)を出したが、それには「學園が協調會から受領した資金は全く無條件でまた職員は適任者向けを採用した」と前提して、(A)協調會は家族主義に基つて労働者の団体 (B) *Ordination*、學園は労働者間の全理解に努力、(C)協調會は政治的活動をするが學園は否、(D)協調會の理事者は主として官僚及び事業主等、學